

令和4年12月7日

積算システムにおける労務費に関わる週休2日補正について（お知らせ）

【労務費への補正について】

労務への補正は全ての労務コード（Rコード）に対して行う仕様となっています。そのため、設計業務委託等技術者単価に記載の労務を工事用設計書にオプション計上した場合も補正の対象となります。

【週休2日補正の対象外について】

（1）下記の体系配下に計上した労務・機械経費（賃料）は補正の対象となりません。

- 土木工事：工場製作工
- 電気設備通信工事：工場製作工、機器単体費
- 機械設備工事：製作工

（2）「R0302 機械設備製作工」については、体系にかかわらず補正の対象となりません。

川崎市建設緑政局総務部技術監理課  
積算システム担当